

もちろん私は、応分の費用負担をするということについて、基本的にそれはいいのだという考えを持っている経営者はいないと思うんですけども、やはり長い目で見るとということと切り離して、今の状況を見てどういう選択が適当なのかということは、慎重に考える必要があるという考え方で申し上げているわけです。部分最適を求めあまり、経済社会、国民生活を含めた全体最適の問題を見失ってはいけないと思います。やはり雇用が維持されているということが今の世の中では一番大事な価値であり、そういうものがもし阻害されるようなことであるならば、果たしてその選択は妥当なのかということを常に反省しながら問題を考えていく必要があるだろうと思っております。

例えば先ほどからご指摘のあったパートを多く雇っている外食産業は、今全国で80万店あり、雇用されている人が430万人ということです。その中でパートが380万人ということですから、大体9割弱です。そういう状況にある産業というものが現実にあって、しかも全体として、もちろんここに書いてある業種だけではありませんが、サービス産業でどんどん雇用が拡大し、製造業の方では全体としては縮小しているということが産業構造転換の今の状況だと思います。

そういうことを考えますと、意見書は言葉足らずの点があったかもしれませんが、全体最適を求めると判断がこの年金部会にもあってもいいのではないかと基本的なスタンスは、ご理解いただきたいと思っております。

#### ○ 宮島部会長

ありがとうございます。時間があまりないのですが、もう一つ、実は負担調整案と給付調整案について、やや意見が分かれていることがございまして、これについて、翁委員、もし退席する時間が迫っているならば、ご意見を少しいただきたいと思っております。

#### ○ 翁委員

負担調整案1に関しましては、井手委員が整理されているペーパーが非常にわかりやすいかと思えます。3ページにあるように、1の方は応能と応益を組み合わせるという形なんですけれども、これはどうしても低所得者に対する負担が増加する方向になってしまうので、現状ではなかなか難しいのかなと思えます。

負担調整案2というのは一つの可能性としてあり得るかとは思っております。

給付調整案につきまして、基礎年金をどうとらえるかという問題を、これは全体の議論としてやっていく必要があるかと思っております。その議論をするという前提で考えた場合には、私は一つの選択肢としてあり得るのではないかと思います。それは先ほど申し上げましたように、任意拠出の新しい給付設計を考えることが前提にはなると思いますが、やり方としてあり得るのではないかと感じています。

それから、短時間労働者について、新しく適用することが、本人にとって、将来の年金を保障するという形でプラスになる方向に作用しなければならないというふうには思っているのですが、これが逆に企業負担が増えるということで、かえって短時間労働者の需要が減ることになってしまうと、全く

制度の方向を見誤るものになってしまいますので、これは相当工夫をしたやり方をしないといけない。今、短時間労働者にとどまっている若年層が今度は失業者となり、もっと大きな問題になってくる可能性がある。短時間労働者にとってより保障を拡大すると同時に、非常にナローパスですけれども、企業にとっても十分納得の得られるような設計をしていくという、そういったことを慎重にやっていく必要があるのではないかと考えております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかに負担調整案と給付調整案についてご意見ございませんでしょうか。堀委員、どうぞ。

○ 堀委員

先ほど神代委員が給付調整案についておっしゃいました。日本の場合、基礎年金が第3号の妻に夫と同じ額が出ているというご意見です。アメリカの場合は、被扶養配偶者の年金は確かに本人の50%ですが、本人の年金は日本の1階部分と2階部分が合体している形になっています。したがって、これを日本に当てはめる場合は、本人の年金については1階部分だけでなく、2階部を含めて考えていく必要があります。このように比較しますと、アメリカと日本の被扶養配偶者の年金は似たような感じになると思います。

イギリスの場合は、確かに被扶養配偶者に対する基礎年金は、夫の年金額を100とすると妻の年金額が60か70ぐらいです。しかし、イギリスの2階部分の給付水準が低いものですから、2階部分と合わせて妻の年金を見ると、やはり日本と同じように3割とか4割とか5割となり、あまり変わりありません。これについてはたしか資料があったはずなので、次回にでも、イギリス、アメリカ、日本の2階部分を含めた場合の本人の年金額に対する被扶養配偶者の年金の比率についての資料を出していただきたいと思います。

○ 木倉年金課長

今の点もですが、前回に堀委員からご指摘のありました外国での分割の考え方につきましても、まだ詳細まで把握できてないところがありますので、離婚、婚姻中の点も含めてもう少し整理をさせていただきまして、なるべく早い機会に出させていただきたいと考えております。

今のご指摘の点は、全体に照らしたときの本人給付と配偶者給付の割合についてですが、確かに基礎年金だけで言いますと1対1ですが、アメリカの場合、全体で50%、イギリスは基礎年金だけですと60%のところ、付加年金も合わせたものに対する比率で見ると、「女性と年金検討会」の資料の中では31.8%でございます。この資料をまた見ていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

わかりました。それでは、若干時間ございますけれども、どうぞ、岡本委員。

○ 岡本委員

各論ではなくて、ちょっと無責任な意見にもなるのかもしれませんが、働く女性の年金問題で3号問題

がいろいろと議論されていますが、恐らくこれから日本の社会というのは非常にライフスタイルも多様化してくるでしょうし、働き方も多様化してくるでしょうし、そういう意味では個別の対応をその都度議論していくと必ず利害の対立というのが社会の中に生じるわけでありまして、そういう利害の対立を調整する公平な制度というのは絶対大事であることはもちろんよく理解できますから公平な制度をつくらないといけません、私は同時に忘れてならないのは、公的制度というのは、社会が複雑になればなるほど、逆に国民にわかりやすく、簡素で納得できるものにするというのも、一つのキーワードになるのではないかと思います。そういう意味で、わかりやすく、かつ簡素で皆に納得いくという考え方が崩れなように、最終的な結論を出してもらうようによろしくお願いをしたいと思っております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。堀委員、どうぞ。

○ 堀委員

今日の配布資料の参考資料2に、第3号制度見直しについての調査があります。一番上の総数で見ると、左の黒いところは年金分割案で32.3%となっており、右側のグレーのところは現行の第3号制度維持案で31.0%となっており、拮抗しています。しかし、これはどうも基礎年金だけについての質問のように見え、2階部分についてどうするかという点は少なくとも質問項目には載ってないですね。

分割される側にとっては2階部分の年金が半分になるという情報が提供された上での調査なのかどうかお聞きしたい。これは面接調査ですが、年金分割についてどういう説明をしているのでしょうか。これは厚生労働省の調査ではないので、そういうのがわかるかどうかわかりませんが、その辺を教えていただきたい。

○ 高橋総務課長

その前の16ページをご覧いただきたいのですが、私ども現場でどういう質問をしたか、詳細は知りませんが、この16ページを見ますと、まず第3号被保険者制度そのものを知っているかどうかということで、3行目にありますように、「サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要がなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、基礎年金が支給される仕組みとなっている」、これを知っているかということをもまず聞き、その上で、さらに質問をしているので、次の質問について1階部分の話を誤解しているという可能性は非常に少ないのではないかと見受けられます。

○ 堀委員

私が聞いているのは、夫の2階部分の年金が分割されて半分になるという情報を提供した上で、こういった質問をしているのかということです。

○ 高橋総務課長

17ページの方は、これは全体の給付と負担のあり方について聞いておりますので、2階部分を特定して聞いた質問ではありません。

○ 宮島部会長

よろしいでしょうか。そういうことだそうです。アンケートの場合には、確かにそういうことがいろいろ気になるところでございます。

それでは、ほぼ時間になりました。今日は短時間労働者の扱いと第3号被保険者の問題を議論していただきました。議論に入る前に冒頭お話ししましたように、一つは雇用や家族が恐らく20年あるいはこの検討が始まった30年前ぐらいから比べると、いろいろな変化が生じ始めて、それがこういう問題提起の原因になっていると思います。まだそれが変化している途中で、なかなかその行き先が見えないという点はあるのだろうと思います。

一方で、もちろん雇用、あるいは家族が変化している状況の落ちつき先が見えてくる段階では、それなりに安定した仕組みをつくることは可能かもしれませんが、今のところはどうしても動いている途中にあるということで、いろいろその辺の認識の持ち方に違いがあると思います。特に第3号被保険者の場合ですと、該当者としてどういう方を念頭に置かれるかということによっても非常に考え方が違ってくるといふ点もございます。あるいは長期的に見て、現行制度を基本に修正をしながら変化に対応させていくのか、あるいはスウェーデンのような所得比例年金への一本型を望ましいと考えるのか、あるいは税方式という考え方をするかという、かなり長い目で見た到達点へのプロセスとして当面をどう考えるかという点もあります。第3号被保険者及び短時間労働者の問題も、先ほど最初に井手さんからお話がありましたように、単位の問題と公平性の問題、雇用に対する中立性の問題というような複数の問題が複雑に絡んでいて、物差しが一つではないという点では非常に難しい問題であると思います。

ただ、いずれにしても、はっきりした長期にわたる方向性ということよりも、やはり我々としては順次段階を追う形で対応を考えていく必要があるだろうと思っております。今日ご意見をたくさんいただきましたし、いろいろな示唆もございましたので、この問題については、さらにもう少し考え方を工夫して、外国の事例などの、いろいろな資料をさらに収集をして少し制度設計を詰めていきたいと思っております。

岡本委員からは、特に簡明さ、わかりやすさが必要であるというご指摘がございました。全くそのとおりでございますけれども、他方でいろいろな考え方なり、利害というものが非常に細分化していくという問題でもございまして、そういう中で非常にわかりやすくということになりますと、逆にやや画一的になったり機械的になる可能性もありまして、その折り合いが恐らく非常に大事であろうと考えております。

次回は残された個別問題いくつか含めて、給付と負担に関連するいくつかの事項について、改めて総括的な議論をしていきたいというように考えております。今日ご質問、あるいは資料の提供の要望がありました点については、次回関連いたしますところを答えていただきたいと思いますと考えております。

開催日程につきましては、改めて事務方から調整させていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

それでは、これで本日の部会は終了させていただきますが、事務局から何かございますでしょうか。

○ 高橋総務課長

次回日程については、また調整の上、改めてご連絡申し上げます。

ありがとうございました。